

令和7年8月14日付けで認可した北棟梁町町友会が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第260条の46第2項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内に異議を申し出てください。

令和7年10月27日

京都市長 松井 孝治

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	北棟梁町町友会
区 域	京都市東山区北棟梁町の区域全域
主たる事務所	京都市東山区渋谷通本町東入北棟梁町309番地1

2 不動産に関する事項

(1) 建物

地 目	面 積	所 在 地
居宅等	96.85㎡	東山区馬町通本町東入 北棟梁町313番地 家屋番号：同町29番

(2) 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	86.61㎡	京都市東山区大仏馬町伏見街道東入 一丁目北棟梁町313番

(3) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

ア 居宅等

氏 名	住 所
鈴木吉之助 外2名	東山区馬町通本町東入北棟梁町

イ 宅地

氏 名	住 所
鈴木吉之助	京都市下京区馬町通本町東入一丁目北棟梁町
渡辺栄治郎	京都市下京区馬町通本町東入北棟梁町 3 1 9 番地
明田豊次郎	京都市下京区馬町通本町東入北棟梁町 2 0 番戸

3 申請事項に異議を述べることができる者の範囲

表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和 7 年 1 0 月 2 7 日から令和 8 年 1 月 2 7 日まで

5 異議を述べる方法

京都市長に対し、地方自治法施行細則第 2 2 条の 3 第 3 項に規定する異議申出書及び関係書類を提出すること

6 提出先

〒 6 0 4 － 8 5 7 1

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市文化市民局地域自治推進室連携改革・区政担当

(文化市民局地域自治推進室)